

令和6年11月21日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

女性の最高裁判事が皇室行事に参加する場合、ローブモンタントだとかアフタヌーンドレスだとかロングドレスだとか、色々と着替えなければならないことを含むドレスコードが書いてある文書（宮内庁から提供された文書を含むが、これに限らない。ただし、宮内庁から提供された文書については最新版のもの。）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、令和6年10月4日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ、存在しなかった。

(2) 苦情申出人は、比較法雑誌第55巻第4号（2022）掲載の「最高裁判所裁判官を終えて考えたこと」と題する記事の記載を根拠として、本件開示申出文書は存在すると主張しているが、当該記事の記載は、最高裁判所が本件開示申出文書を保有していることを裏付けるものとはいえない。また、最高裁判所において本件開示申出文書を作成又は取得する必要性もない。

(3) よつて、原判断は相当である。